

アルコール製剤についてよくあるお問い合わせ

食品添加物アルコール製剤は、手指に使用できますか。

法令上、手指消毒用アルコールとして販売出来るのは医薬品または指定医薬部外品に限られています。食品添加物アルコール製剤は食品、調理器具、調理機器などの衛生用途に使用され、安全性の高い成分で構成されています。しかしながら、手指への使用を目的に開発しておりません。用途外のため、推奨いたしかねます。使用した場合、保湿剤を配合していない為、手荒れに繋がる可能性があります。

※用途外でのご利用につきましては、お客様のご判断でお願いします。

アルコール製剤は、海外に輸出できますか。

弊社アルコール製剤は国内向けとして販売していますので、海外への輸出は行っておりません。また、輸出に関連する資料などもございません。

アルコール製剤は、水で薄めて使用してもいいですか。

水で薄めると除菌効果が損なわれますので原液のままお使いください。また、同様に使用対象が水で濡れているとアルコールが薄まってしまいますので、水分を拭き取ってからお使いください。

アルコール製剤は、新規に購入可能でしょうか。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要増に伴い、衛生関連商品の品薄・欠品が続いているため、当面、新規のお取引はご遠慮頂いておりますので何卒ご了承ください。